

岩手県重層的支援体制構築アドバイザー設置要綱

(趣旨)

第1条 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、重層的支援体制整備事業の実施等による包括的な支援体制の構築に取り組む市町村を支援することを目的として、専門的見地から助言等を行う重層的支援体制構築アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)を設置する。

(業務)

第2条 アドバイザーは、重層的支援体制整備事業を実施し、又は実施に向けた準備等を行う市町村に対し、以下の業務を行う。

- (1) 市町村及び関係機関の職員を対象とする包括的な支援体制の構築に関する研修
- (2) 重層的支援体制整備事業の実施又は実施に向けた準備等に関する助言
- (3) その他、包括的な支援体制の構築に必要と認められる事項

(委嘱)

第3条 アドバイザーは、包括的な支援体制の構築及び市町村福祉行政に専門的知識及び経験を有する者のうちから知事が委嘱する。

2 アドバイザーの任期は、委嘱の日から1年以内とする。ただし、再任を妨げない。

(守秘義務)

第4条 アドバイザーは、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。アドバイザーでなくなった後においても、同様とする。

(謝金及び費用弁償)

第5条 アドバイザーが業務に従事した場合は、予算の範囲内で、別に定めるところにより謝金を支給し、費用弁償を行うものとする。

(運営に関する事務)

第6条 アドバイザーの運営に関する事務は、保健福祉部地域福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月7日から施行する。

岩手県重層的支援体制構築アドバイザー運営要領

(趣旨)

第1 この要領は、岩手県重層的支援体制構築アドバイザー設置要綱第7条の規定に基づき、重層的支援体制構築アドバイザー(以下「アドバイザー」という。)の運営に関し必要な事項を定める。

(派遣依頼)

第2 アドバイザーの派遣の依頼をしようとする市町村は、岩手県重層的支援体制構築アドバイザー派遣依頼書(様式第1号)を地域福祉課総括課長に提出するものとする。

(派遣決定)

第3 地域福祉課総括課長は、第2の規定による依頼があった場合において、アドバイザーを派遣すべきものと認めたときは、アドバイザーの派遣を決定し、派遣の依頼をした市町村に通知するとともに、アドバイザーに業務を依頼するものとする。

(実績報告)

第4 アドバイザーの派遣を受けた市町村は、アドバイザーの業務が完了したときは、速やかに岩手県重層的支援体制構築アドバイザー派遣実績報告書(様式第2号)を地域福祉課総括課長に提出するものとする。

(その他)

第5 この要領に定めるもののほか、アドバイザーの派遣に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和3年6月7日から施行する。